

看護師修学資金貸与制度の概要

大阪市民病院機構（以下「法人」という。）に看護師として勤務しようとする方の修学を容易にすることにより、法人、特に看護師不足が見込まれる病院における看護師の充実を図ることを目的とし、修学資金の貸与を行っています。

【修学資金の貸与を受けることのできる方】

将来、法人に看護師^(※1)として勤務しようとする方で、次に掲げる要件すべてに該当する方

- ・看護師養成施設^(※2)の最終年次に在学する方
- ・修学資金の貸与期間開始日の4月1日において満57歳未満である方
- ・地方独立行政法人大阪市民病院機構就業規則第5条各号^(※3)に該当しない方
- ・法人以外の病院等への勤務を前提とした修学資金（これに相当するものを含む。）の貸与を受けていない方

(※1) 正規職員の看護師をいいます。

(※2) 看護師養成施設とは、保健師助産師看護師法第21条第1号又は第2号の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校並びに同条第3号の規定に基づき都道府県知事が指定した看護師養成所をいいます。

(※3) 法人ホームページ (<http://www.osakacity-hp.or.jp/byouin/jyouthou/kitei/kitei.html>) にてご確認ください。

【貸与額等】

貸与額	月額 50,000 円 （総額 600,000 円）
貸与期間	看護師養成施設の最終年次1年間（4月から翌年3月まで）
貸与方法	原則として3ヶ月分の貸与額を併せて4月、7月、10月、1月の末日までに貸与

【貸与開始までの流れ】



【募集】

必要に応じて募集を行います。詳細は大阪市民病院機構看護職員募集サイトにてご確認ください。

(<http://www.osakacity-hp.or.jp/byouin/nurse/>)

お問い合わせ

地方独立行政法人大阪市民病院機構 大阪市立総合医療センター総務部総務課（人事担当）

電話：06-6929-3687 E-mail：bosyu@osakacity-hp.or.jp

【Q&A】

助産師も修学資金の貸与を受けられますか？

看護師の方を対象としているため、助産師の方は修学資金の貸与を受けることはできません。

養成施設の1年次から貸与を受けることはできますか？

最終年次に在学する方を対象としているため、貸与期間は最終年次1年間のみとなります。

連帯保証人は必要ですか？

2名の連帯保証人が必要です。

なお、連帯保証人は、独立の生計を営む成年者とし、修学資金の返還及び遅延利息の支払いの責任を負うことのできる資力を有する方でなければなりません。

父と母の2名を連帯保証人とすることは可能ですか？

連帯保証人は、独立の生計を営む成年者としているため、原則として父親と母親の2名を連帯保証人とすることはできません。

年金収入のみである者を連帯保証人とすることは可能ですか？

修学資金の返還及び遅延利息の支払いの責任を負うことのできる資力を有する方であれば、連帯保証人とすることは可能です。

返還の免除は受けられますか？

次のいずれかに該当するに至ったときは、貸与した修学資金の返還を全額免除します。

- ・養成施設を卒業した日以後における最初の4月1日に法人に採用され、3年間、看護師として法人に勤務したとき
- ・看護師として法人に勤務している場合において、3年間勤務する前に業務により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため勤務を継続することができなくなったとき

配属病院が希望とは異なるため、法人への就職を辞退した場合はどうなりますか？

就職を辞退したときは、その翌月末日までに、貸与された修学資金の全額を一括して返還いただきます。
なお、配属病院については、当制度の目的により、希望どおりにはならない場合があります。

修学資金の貸与を受けることを辞退することはできますか？

辞退届を提出いただくことで、修学資金の貸与を受けることを辞退することは可能です。
ただし、そのときは、その翌月末日までに、貸与された修学資金の全額を一括して返還いただきます。

国家試験において不合格となった場合は、どうなりますか？

国家試験に不合格となった場合は、採用を取り消しますので、その翌月末日までに、貸与された修学資金の全額を一括して返還いただきます。
ただし、その翌年度内であれば、返還猶予申請書を提出いただくことで、返還を猶予する場合があります。